

船橋市老人デイサービスセンター条例施行規則

○船橋市老人デイサービスセンター条例施行規則

平成17年3月31日
規則第33号

船橋市老人デイサービスセンター条例施行規則

船橋市老人デイサービスセンター条例施行規則（平成6年船橋市規則第57号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、船橋市老人デイサービスセンター条例（平成17年船橋市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請書等）

第2条 条例第6条の規則で定める申請書は、船橋市老人デイサービスセンター指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

2 条例第6条第1号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の基本方針
- (2) 業務計画
- (3) 管理に係る収支予算
- (4) その他管理運営に関する計画

3 条例第6条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款その他これに類するもの
- (2) 登記事項証明書
- (3) 第1項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- (4) その他市長が必要があると認める書類

（平22規則59・一部改正）

（指定の通知）

第3条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者を指定したときは、船橋市老人デイサービスセンター指定管理者指定通知書（第2号様式）により、指定された者に通知するものとする。

（平26規則54・平28規則11・一部改正）

（規則で定める開館時刻及び閉館時刻）

第4条 船橋市朋松苑デイサービスセンターにおける、条例第9条第2項の規則で定める開館時刻は午前8時15分とし、閉館時刻は午後5時30分とする。

（平23規則13・追加）

（規則で定める開館日）

第5条 条例第10条第2項の規則で定める開館日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 船橋市北老人デイサービスセンター 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（月曜日から金曜日までの日に当たる場合に限るものとし、1月1日を除く。以下「休日」という。）及び12月29日（月曜日から金曜日までの日に当たる場合に限る。）
- (2) 船橋市朋松苑デイサービスセンター 土曜日（1月1日から同月3日までの日を除く。）、休日及び12月29日から同月31日までの日（日曜日に当たる場合を除く。）

（平23規則13・追加、平26規則54・令3規則27・一部改正）

船橋市老人デイサービスセンター条例施行規則

(開館時間及び休館日の変更等)

第6条 指定管理者は、条例第9条第3項の規定により臨時に開館時間を変更しようとするとき、又は条例第10条第3項の規定により臨時に休館日を変更し、若しくは休館日を設けようとするときは、船橋市老人デイサービスセンター開館時間変更等承認申請書(第3号様式)により市長の承認を受けなければならない。

(平23規則13・旧第4条繰下・一部改正、平26規則54・一部改正)

(利用の手続)

第7条 船橋市老人デイサービスセンター(以下「センター」という。)を利用しようとする者は、船橋市老人デイサービスセンター利用許可申請書(第4号様式)により、指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を船橋市老人デイサービスセンター利用可否決定通知書(第5号様式)により、当該申請をした者に通知する。

(平23規則13・旧第5条繰下、平26規則54・一部改正)

(利用の制限)

第8条 条例第11条第3号に規定する秩序を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 他の利用者に傷害をもたらす危険行為を繰り返し行うおそれがある者
- (2) 口論、中傷、泥酔等他の利用者に著しく迷惑となるような行為を繰り返し行うおそれがある者

(平23規則13・旧第6条繰下)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平23規則13・旧第7条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 条例第4条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この規則の施行前においても、第2条及び第3条の規定の例により行うことができる。

附 則(平成22年3月31日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第13号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定(「第9条に規定する開館時間及び条例第10条に規定する休館日の変更等を行う」を「第9条第3項の規定により臨時に開館時間を変更しようとするとき、又は条例第10条第3項の規定により臨時に休館日を変更し、若しくは休館日を設けようとする」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第54号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日規則第11号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

船橋市老人デイサービスセンター条例施行規則

- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和３年３月31日規則第27号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

船橋市老人デイサービスセンター条例施行規則

第1号様式

船橋市老人デイサービスセンター指定管理者指定申請書

年 月 日

船橋市長 あて

主たる事務所の所在地

法人名

代表者氏名

㊟

船橋市老人デイサービスセンター条例第6条の規定により、指定管理者の指定を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 指定を受けようとする施設
- 2 指定を受けようとする期間

船橋市老人デイサービスセンター条例施行規則

第2号様式

船橋市老人デイサービスセンター指定管理者指定通知書

第 号

年 月 日

様

船橋市長 

年 月 日付けの船橋市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定の申請については、下記のとおり船橋市老人デイサービスセンター条例第7条の規定により指定したので通知します。

記

- 1 指定する施設
- 2 指定期間

船橋市老人デイサービスセンター条例施行規則

第3号様式

船橋市老人デイサービスセンター開館時間変更等承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

指定管理者



下記のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 施設名
- 2 変更期間
- 3 変更内容
- 4 変更理由

船橋市老人デイサービスセンター条例施行規則

第4号様式

船橋市老人デイサービスセンター利用許可申請書

年 月 日

指定管理者 あて

住所
氏名
生年月日
電話番号

船橋市老人デイサービスセンターを利用したいので、次のとおり申請します。

利用施設	
利用開始日	

連絡先	氏名		続柄	
	住所			
	電話番号			

船橋市老人デイサービスセンター条例施行規則

第5号様式

船橋市老人デイサービスセンター利用可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 ㊟

年 月 日付けで申請のあった船橋市老人デイサービスセンターの利用について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 許可する。

利用施設

利用開始日

2 許可しない。

理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

船橋市老人デイサービスセンター条例施行規則

第1号様式

(平22規則59・一部改正)

第2号様式

第3号様式

(平26規則54・旧第4号様式繰上)

第4号様式

(平26規則54・旧第5号様式繰上)

第5号様式

(平26規則54・旧第6号様式繰上、平28規則11・一部改正)